

## 「美を醸すふくしまナビゲーター」認定制度について

福島県観光交流局観光交流課

### 1 「美を醸すふくしまナビゲーター」認定制度とは

福島県内の発酵・観光事業に携わる方で、本県の豊かな発酵食文化を活用した観光誘客を促進するため、本県の発酵文化、及び発酵食品と健康美容との関係について知識蓄積を行い、お客様へのおもてなしや正しい情報、魅力発信にご協力いただける、本県発酵文化のガイド役を、「美を醸すふくしまナビゲーター」として認定する。

### 2 認定方法

趣旨に賛同し、認定要件を満たした個人は、「美を醸すふくしまナビゲーター認定要領」に基づき、「美を醸すふくしまナビゲーター認定申請書（以下、「認定申請書」という。）」を提出する。

提出後、ふくしま発酵ツーリズム推進事業事務局で認定申請書を確認し、要件に適合すると認められた場合には、「美を醸すふくしまナビゲーター認定証」を事務局より交付する。

### 3 認定要件

次の事項を全て満たすことを認定要件とする。

- (1) 認定要領における申請者の要件に該当する者
- (2) 美を醸すふくしまナビゲーター研修会を全て受講した者
- (3) 美を醸すふくしまナビゲーター研修会受講毎のアンケート及びミニテストに全て回答した者
- (4) 美を醸すふくしまナビゲーター研修会の全ての受講を終え、期日までにミニレポート兼認定申請書を提出した者

### 4 認定有効期間

認定を受けた日からとし、当面は終期を設定しない。

### 5 認定後の職務等

「美を醸すふくしまナビゲーター」に認定された者は、本県の発酵文化や発酵食と健康・美容の関係について正しい情報発信と魅力発信に努めるものとし、継続して本県発酵文化の機運醸成を図ること。

なお、県は、認定者の活動等に伴う報酬や活動経費について負担しないものとし、事故等が起きた際の一切の責任を負わないものとする。

### 6 著作権・肖像権に関する取り扱い及び個人情報の取り扱い

県は、提出いただいた内容について、ふくしま発酵ツーリズム推進事業の活動にのみ使用し、その他の目的においては使用しない。なお、ふくしま発酵ツーリズム推進事業の活動で使用する場合は、掲載媒体及び内容について、認定者の確認・承諾を得て使用するものとする。